

杉並区農福連携事業基本計画

令和元年6月



I 計画策定にあたって

1 計画策定の背景 ～農福連携事業とは～

都市農地は、安全で新鮮な質の高い農産物の生産地であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和や災害時のオープンスペース確保など、多様な機能を有しています。区は、まちの貴重な財産である農地を保全するため、農業関係者と連携した様々な取組を進めてきました。また、区民農園や農業体験事業の充実、成田西ふれあい農業公園の運営など、区民が農に親しむ機会の提供を通じて、都市農業への理解と支援の輪を広げる取組を推進してきました。

一方、近年、福祉分野において、農業・園芸活動を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や、共同作業による社会参加促進効果が評価され、高齢者の健康づくりや、障害者の就労訓練・雇用の場として農作業を取り入れたいと考える福祉施設や自治体が、様々な取組を始めています。

農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信やいきがいを創出し、社会参画を促す取組であり、農林水産省は、厚生労働省と連携して、「農業・農村における課題（働き手の不足、遊休農地の活用など）」、「福祉（障害者等）における課題（働く場所の不足など）」、双方の課題解決と利益（メリット）がある Win-Win の取組である農福連携を推進しています。

区では、これまでの都市農業振興の取組や、他自治体等の動向を踏まえ、農業と福祉の連携について、都市農地の多面的機能を[※]発揮する効果的な取組の実現可能性を、調査・研究してきました。

そこで、平成 30 年に改定した「杉並区実行計画」において、農業と福祉の連携事業の実施を念頭に置き、「農地保全のための取組」を計画化するとともに、「杉並区産業振興計画」の改定に当たり、『農業と福祉の連携（以下「農福連携事業」という。）』の実施について具体的な検討を進めることとしました。

こうした中、「農福連携事業」の実施に適した用地を確保できたことから、当該用地を活用した事業実施に向け、関係部署による庁内検討組織を立ち上げ、農福連携事業及び農園の整備に向けて具体的な検討を行ってきました。

本基本計画は、こうした検討を踏まえて、杉並区の「農福連携事業」の目的とそれを達成するための取組の概要、諸施設の整備等に関する基本的な事項を定めるものです。

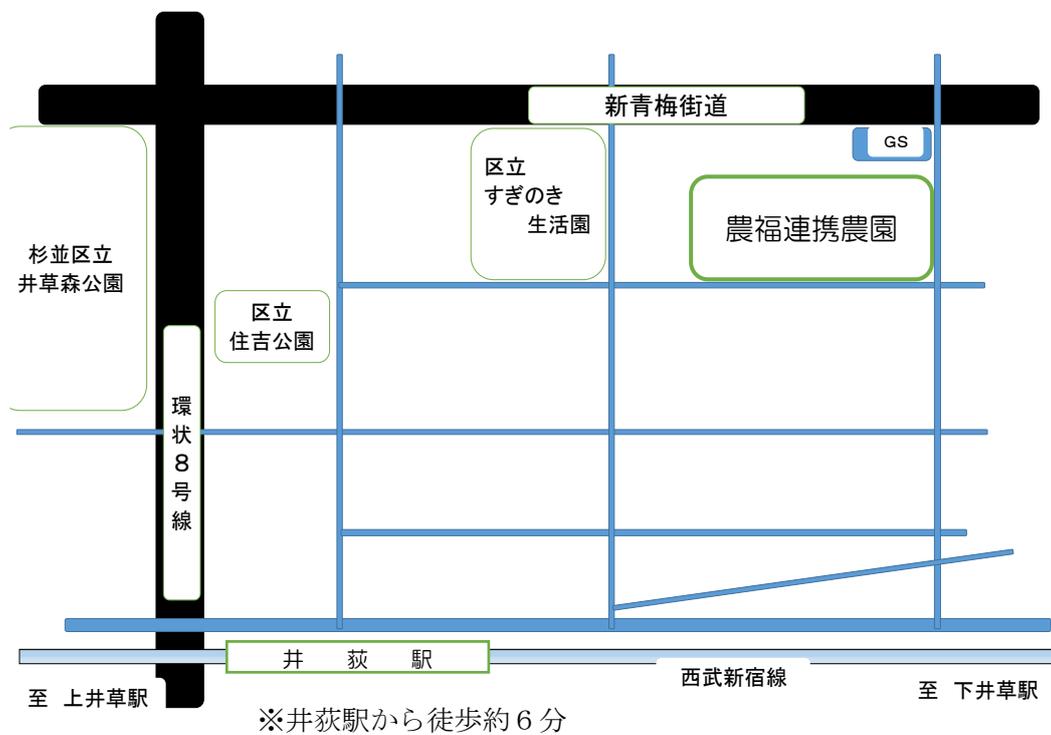
※都市農地の多面的な機能・・・新鮮な農産物の供給に留まらず、災害時の防災空間、環境保全機能、良好な景観形成、農業体験・学習・交流の場など、都市農地が持つ様々な機能。

Ⅱ 事業の概要

1 農福連携農園（以下、「農園」という。）の概要

- (1) 所在地 杉並区井草三丁目19番（地番：井草三丁目53番1及び54番）
（平成30年度まで井草区民農園として利用）
- (2) 敷地面積 3,240.62㎡
- (3) 用途等 第一種低層住居専用地域 建ぺい率50%、容積率100%

農園案内図



2 農福連携事業の方針

農地を活用した農福連携事業は、障害者・高齢者等のいきがい創出や健康増進、若者等の就労支援、幼児の食育・自然体験などのほか、農産物の福祉施設等への提供等による運営支援など、様々な効果が期待できます。また、都市農地の保全と都市型農業の推進にも寄与することから、区では、都市農地が持つ多面的な機能を福祉分野において効果的に活用していくため、以下の方針を掲げ事業に取り組むこととします。

- (1) 障害者・高齢者等のいきがい創出や健康増進、若者等の就労支援、幼児の食育・自然体験など、福祉施策等の実施効果を高める取組を実施します。
- (2) 収穫物の提供を通じて福祉施設等の運営支援等を図ります。
- (3) 区内農地の活用により、都市農地を保全し、都市型農業の推進を図ります。
- (4) 広く区民に農業を体験する機会を提供することにより、都市農地の持つ多面的機能に対する区民の理解を深め、区民とともにつくる農園を目指します。
- (5) 区内教育機関や産業団体等と幅広く連携し、交流事業を実施するなど、農福連携事業を効果的に推進します。

3 農園運営の基本的考え方

(1) 運営及び農業指導等の事業者への委託

○農園の運営にあたっては、農業に関する専門知識等が必要となることから、農園運営と事業参加者への農業指導等を事業者（以下「運営事業者」という。）に委託します。

(2) 区民ボランティアの積極的な参加

○多くの区民が農にふれあう機会を創出するとともに、幅広い世代のいきがい活動や区民の社会貢献活動の推進を図る観点から、農園運営の担い手となる区民ボランティアを募集します。

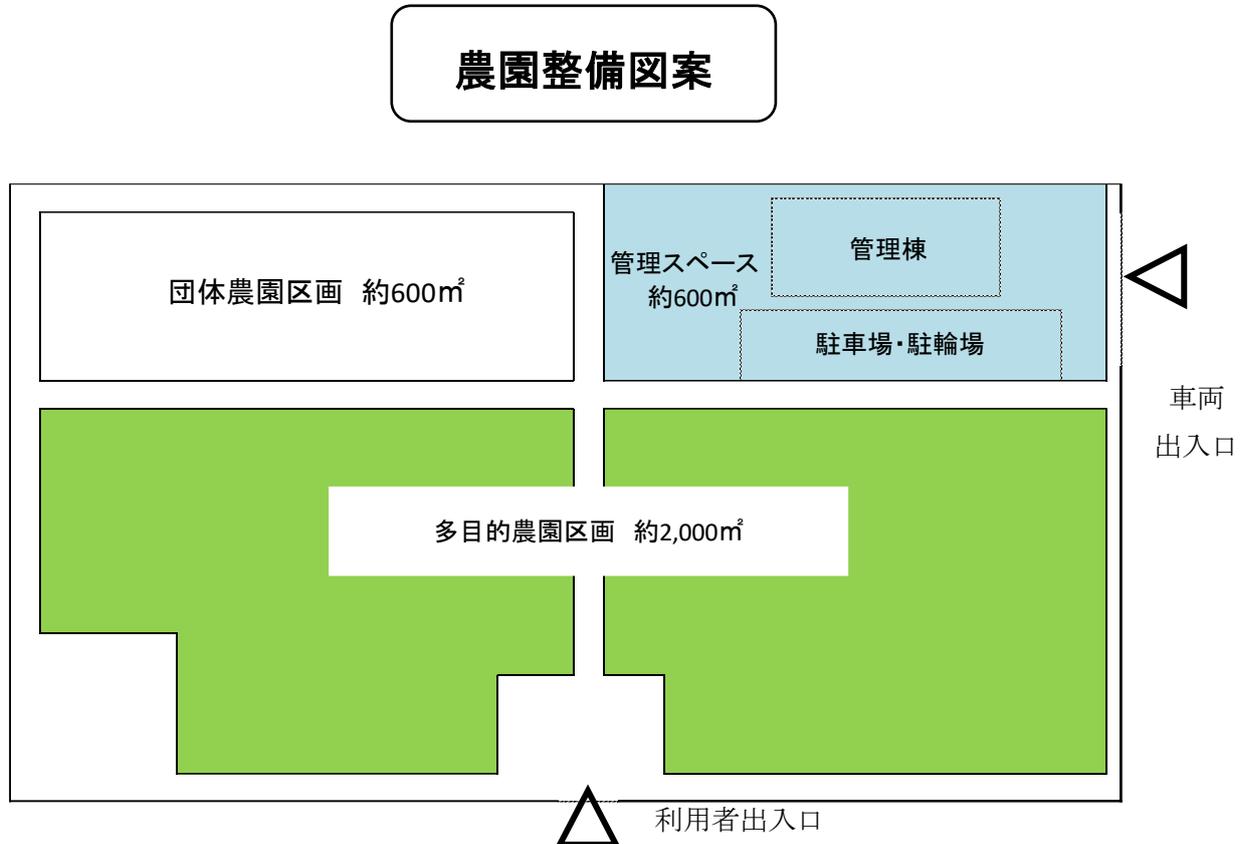
○区民ボランティアには、運営事業者による指導のもと、多目的農園區画での農作業従事を中心に、団体農園區画の作業補助や農園のイベント活動など、幅広く農園運営の支援に携わっていただきます。

○区民ボランティア向け講習会として、農園を活用した実地講習をはじめ、他自治体の農福連携の取組の視察、福祉分野の講習会など、農業技術の習得にとどまらず、農福連携事業の意義や実践について学べる幅広い知識の習得を目的としたカリキュラムを実施していきます。

4 事業の概要と農園施設の整備

事業を効果的に実施するため、以下のとおり、農園内に複数の区画を設けるとともに、管理施設等を整備します。

なお、農園整備にあたっては、可能な限り国・都等の補助制度を活用します。



(1) 多目的農園区画

○福祉施設等に提供する農産物を生産する区画として、約2,000㎡の畑を整備します。区画内では、区民向けに収穫等の農業体験事業を実施します。

○区画内で栽培する農産物は、より多くの福祉施設等で活用していただくため、食材等での需要が見込まれるとともに、一定程度の収穫量を確保するため少品目とします。

○農作物の栽培にあたっては、運営事業者が、農園の生産能力や福祉施設等からの要望を踏まえて作付計画を策定します。

○植え付けから収穫までの作業は、基本的に区民ボランティアが運営事業者の農業指導のもと運営事業者とともにを行います。

○収穫した農産物の供給・配送方法は、運営事業者及び活用を希望する福祉施設等と別途協議します。

(2) 団体農園区画

○年間を通じて、区内の障害者等の団体に農業体験の機会を提供する区画として、約600㎡の畑を整備します。

- 利用を希望する団体（以下、「利用団体」という。）は、公募により募集を行うこととします。
- 農産物の栽培にあたっては、利用団体との調整のもと、運営事業者が作付計画を策定します。
- 利用団体が行う農作業に対しては、運営事業者及び区民ボランティアが支援をします。
- 杉並区就労支援センターと連携し、ジョブトレーニングコーナーなどの利用者を対象とした農業体験を実施し、若者等の就労支援の取組を推進します。

（３）管理棟などの施設

- 農園内に、収穫した農作物の一時保管場所や、農園利用者、区民ボランティアの休憩所、各種講座のためのスペース、農産物を活用したイベントが実施できる調理スペースなどを設けるほか、農園の管理運営を円滑に行うための管理事務所などを備えた、約200㎡の管理棟を整備します。
- 管理棟は、利用者の利便性やバリアフリーに配慮しつつ、広く区民に杉並の農業について理解を深めてもらえるよう、農業・農家に関する展示を行うなど、かつての「杉並の農の風景」を想起させる建物とします。
- 団体農園利用者の送迎や農作物の配送等のための駐車場を整備します。また、利用者、ボランティア等が使用する自転車駐車場を整備します。

（４）防災兼用農業用井戸

- 災害時に近隣住民の生活用水として活用できる非常用電源装置を備えた防災兼用農業用井戸を整備します。
- 通常は農業用水として良質な農産物生産に活用します。

5 農園を活用した事業

（１）都立農芸高校等区内教育機関との連携

生徒のボランティア活動や農業技術指導に加え、収穫物を活用した加工品や調理レシピの開発等について、都立農芸高校等区内教育機関と協議し連携した取組を行います。

（２）地域交流事業

- 収穫体験や農産物を活用した料理教室など、地域交流イベントを実施します。
- イベントは、団体農園の利用者や区民ボランティア、福祉施設などとも連携の上、管理棟や駐車場などのスペースも有効活用し、多様な内容で企画・運営をしていきます。
- 実施にあたっては、より多くの区民の方に参加していただけるよう幅広く周知していきます。

（３）区内障害者施設等との連携

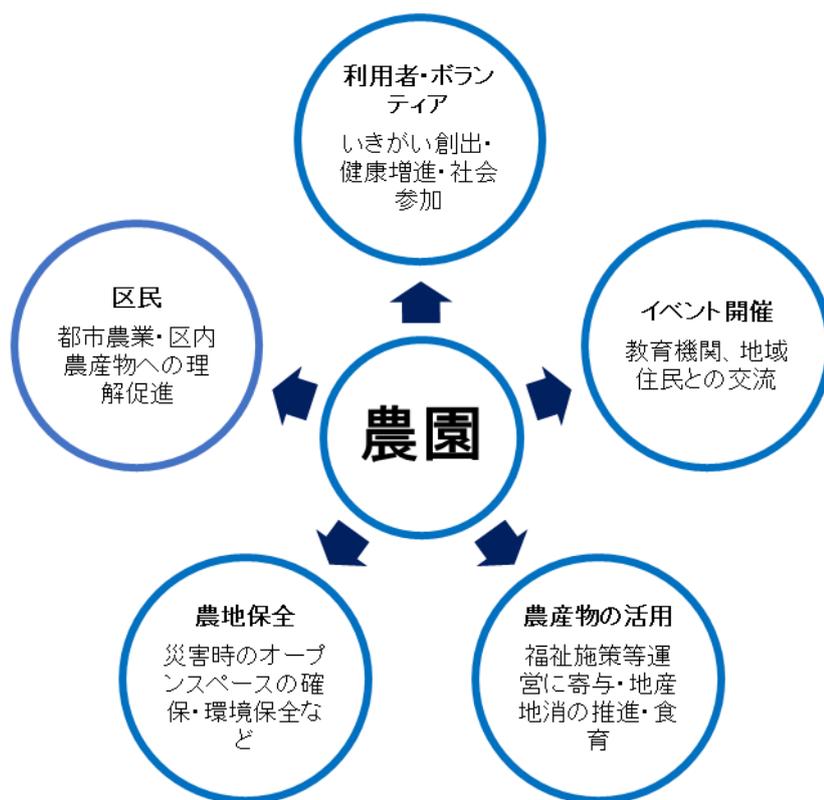
農園での即売会や農園のPR（チラシ作成、配布）など、農園の運営についても障害者施設等と連携した取組を実施していきます。

(4) 民間事業者等との連携

障害者雇用や障害者の工賃アップなど福祉目的として活動する民間事業者などとも連携した取組を実施していきます。

農福連携事業イメージ

この農園を中心として、農産物の生産だけでなく、農がもたらす多面的機能、魅力、恵みが体感できる取組を追求し、事業を成長させていきます。



6 全面開園に向けた当面の取組

農園の開園には、関係機関、協力団体等との調整や管理施設の整備に一定の期間を要するため、全面開園は令和3年4月を目途とし、それまでの間は、農園のPRや運営ノウハウの蓄積を主たる目的として、以下の取組を行います。

(1) 農園整備と試験的作付等の開始

- 事業者には農園の運営を委託し、土壌の検査及び圃場の整備を進め試験的作付を一部開始します。
- 令和元年度は、春に約1,000㎡、秋に約2,000㎡の作付を開始します。
- 令和元年度の作付については、春は運営事業者が行い、秋からは区民ボランティアが参加し、運営事業者の農業指導を受けながら栽培します。
- 令和元年度の収穫物は、全面開園に向けて区民の理解と協力の輪を広げることを目的として、収穫体験事業等農園で実施する事業参加者に提供するほか、「商店街の夏まつり」や「杉並区農業祭」など地域イベントに食材として提供し、農園のPRに活用します。
- 団体農園区画は、令和元年10月から一部利用を開始します。利用者募集にあたっては、官民を問わず、広く障害者施設等に利用を呼びかけ、令和3年4月の全面開園に向けた運営ノウハウの蓄積を行います。

(2) 区民ボランティアの募集等

- 令和元年秋からの農作業への従事を見据え、農園運営の支援を行う区民ボランティアの募集を8月から開始します。
- 区民ボランティアに対する研修等は、管理棟が完成するまでの間、井草地域区民センター集会室や農園近隣の区施設において実施していきます。

なお、開園準備2年目になる令和2年度については、今年度の実績を踏まえ、事業を発展させます。

杉並区農福連携事業基本計画

登録印刷物

31-0032

令和元年6月発行

編集・発行：杉並区産業振興センター

〒167-0043 杉並区上荻一丁目2番1号

Daiwa 荻窪タワー 2階

電話 03(5347)9136